

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

| 支出元独立行政法人の名称 | 支出元独立行政法人の法人番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 契約の相手方の法人番号 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の有無 |
|-----------------------|----------------|-------------------------------------|---|------------|------------------------------------|---------------|---|------|------------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|--|---------|
| | | | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 | | | |
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 4020005004767 | 地震荷重に対する電車線金具の強度向上に関する調査研究の委託依頼について | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 林 淳 東京都港区芝公園2-4-1 | 平成29年6月15日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 3012405002559 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | — | 46,224,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 本業務は、平成28年熊本地震によって被害を受けた九州新幹線の電車線金具の地震荷重に対する強度向上を目的とした電車線金具の調査・研究を行うものである。業務の遂行においては、電車線路設備及び電車線路設備耐震設計指針に関する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道における電車線路設備の試験、研究及び評価の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求めた公示を行ったものの、平成28年度は結果として1者応募となった。 | 無 |
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 4020005004767 | 「運転曲線作成システムの開発」について | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 林 淳 東京都港区芝公園2-4-1 | 平成29年5月8日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 3012405002559 | 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | — | 36,720,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 本業務は、鉄道の運転設備計画を効率的に行うために、既存の運転曲線作成システム(SPEEDY)に必要な機能を拡充することを目的とする。また、今後予定されているフリーゲージトレイン導入路線の運転時分の算出について、迅速な計算・検討を可能とするため、既存システムの拡充を行う事を目的としている。これにより、多様な検討要請への対応を可能とし、運転設備計画策定業務の効率化を図る。本業務の実施にあたっては、鉄道の運転設備計画業務に精通していること、特にシステム開発に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠であり、かつ、鉄道事業者等の運転設備業務に資するシステム開発の実績と信頼性が求められる。また、今回新たに開発を行うフリーゲージトレインの走行に係る専門的知識も必要不可欠である。さらに、開発にあたっては既存の運転曲線作成システム(SPEEDY)を使用する必要があるが、本システムは、(公財)鉄道総合技術研究所(以下「総研」という。)が開発したものであり、総研は同システムを第三者に改変許諾していない。 以上の事由により、現在使用中の運転曲線作成システム(SPEEDY)を開発した総研を契約の相手方とし、随意契約することとした。 | 有 |
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 4020005004767 | 整備新幹線におけるLED照明の導入に関する調査研究 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役員 林 淳 東京都港区芝公園2-4-1 | 平成29年7月10日 | 公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 3012405002559 | 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。 | — | 20,952,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 当該業務は、整備新幹線における、LED照明の導入に関して、トンネル内等で高速通過時に受ける風圧・振動の解析及びLED照明が発生するノイズによる電気鉄道システムへの影響等について調査研究を行うものである。本業務の実施にあたっては、電気鉄道における電気設備全般に関する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道の電力設備の試験、研究及び評価の業務に精通した高度な能力が不可欠であることから、これらの能力と経験を有する特定の者を契約の相手とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招集する公募を行ったものの、平成29年度は結果として1者応募となった。 | 無 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--|---|------------|--|---------------|---|---|-------------|---|---|----|-----|---|---|--|---|
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構 | 4020005004767 | 北海道新幹線、酷 寒地区に適する信 号設備の調査研究 の委託依頼につい て | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 林 淳 東京都港区芝公園 2-4-1 | 平成29年8月28日 | 公益財団法人鉄道総合 技術研究所 東京都国分寺市光町2- 8-38 | 3012405002559 | 左記業者を特定者として公 募手続きを行ったところ、要 件を満たす参加希望者がな く左記業者が本業務の唯一 の契約相手方であることが 確認されたことから、契約事 務規程第38条第1項第1号 工の規定を適用し、随意契 約を締結したものである。 | — | 15,876,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 当該業務は、北海道新幹線(新函館北町・札幌間)におけ る、酷寒地区を経由する路線での線路近傍に設備する信 号設備の耐低温性能の検証や、従来の環境条件よりも低 い温度に対応できる性能、施工方法を構築するための 調査研究を行う内容となっている。 本業務の実施に当たっては、電気鉄道における電気設備 全般に関する専門的な知識・経験が必要であり、また鉄道 の信号設備の試験及び評価の業務に精通した高度な能力 が不可欠であることから、これらの能力と経験を有する特 定の者を契約の相手とする契約手続きを行う予定として いた。 当該支出に関わる競争性を高めるための参加意思確認 書の提出を求める公募を行ったものの、平成29年度は結 果として1者応募であった。 | 有 |
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構 | 4020005004767 | 平成29年度軌間可 変電車の台車分解 調査等に関する実 施協定書の締結に ついて | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構 契約担当役 大阪支社長 藤沼 慶正 大阪府大阪市淀川 区宮原3-5-36 | 平成29年4月3日 | 公益財団法人鉄道総合 技術研究所 東京都国分寺市光町2- 8-38 | 3012405002559 | 左記の者以外では契約の目 的を達することができない ため、契約事務規程第38条第 1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したも のである。 | — | 117,180,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 当該業務は、当機構との協定によりJR九州が実施してい た軌間可変電車(以下FGT)走行試験において発生した不 具合について、その発生メカニズムの調査・分析結果を台 車を用いて検証を行うと共に、改良した部品の有効性確認 と検証を行うものである。 FGTは非常に特殊な車両であり、専門知識・経験と車両開 発に係る総合技術が必要であり、開発に伴う試験等の結 果に対する評価においても同様である。鉄道総研はFGT 技術研究組合にも車両メーカーなどと共に中心メンバーと して参画しており開発研究に継続的に取り組んでいる。FG T走行試験の実施においては評価委員会の承認を必要と するが、その承諾の判断に必要な調査結果の全体的な評 価が鉄道総研以外に行うことができない。 よって鉄道総研以外調査の目的を達することができないた め、随意契約を行った。 | 有 |
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構 | 4020005004767 | 高速列車走行に伴 う駅部の圧力変動 解析システムの性 能向上 | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構 契約担当役 大阪支社長 藤沼 慶正 大阪府大阪市淀川 区宮原3-5-36 | 平成29年6月23日 | 公益財団法人鉄道総合 技術研究所 東京都国分寺市光町2- 8-38 | 3012405002559 | 左記の者以外では契約の目 的を達することができない ため、契約事務規程第38条第 1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したも のである。 | — | 11,998,800 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 当該業務は、平成14年度から平成17年度にかけて開発し た新幹線全旅客上車における圧力変動解析システムの 適用範囲拡大及び機能向上を目指すものである。 当該業務の実施にあたっては圧力変動解析システムに知 見を持ち、また高速列車走行に伴う圧力変動の予測及び 実測に関する豊富な経験、高度な分析能力が必要不可欠 である。 そこで、鉄道技術に関する総合的な研究開発、調査等を行 う法人であり、高速列車走行に伴う圧力変動の予測及び実 測に関する豊富な経験、高度な分析能力を有し、圧力変動 解析システムを機軸と共同開発した「公益財団法人 鉄道 総合技術研究所(以下、「鉄道総研」という。))を特定の特 定者として、他局にて高速列車通過時の圧力変動緩和対策 の検討の業務(右欄参照)について、これまで「参加確認型」 の公募手続きを実施してきた。その結果、他に参加者は ない状況であったため、本業務を実施できる唯一の者は 「鉄道総研」と判断した。 当該業務においても、「鉄道総研」以外の応募者が無いと 類推されるため、「鉄道総研」と随意契約を行うものとした。 | 有 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|---|--|-------------|--|---------------|---|---|------------|---|---|----|-----|---|---|--|---|
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構 | 4020005004767 | 北海道新幹線、開 床式高架橋の騒音 評価3 | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設 局長 長谷川 雅彦 北海道札幌市中央 区北2条西1丁目 | 平成30年1月12日 | 公益財団法人鉄道総合 技術研究所 東京都国分寺市光町2- 8-38 | 3012405002559 | 左記の者以外では契約の目 的を達することができないた め、契約事務規程第38条第 1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。 | — | 19,980,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 本業務は、開床式高架橋区間における新幹線実車走行時の騒音測定で得られた結果と過年度から実施している音響模型試験の結果から、下側防音壁による新幹線の沿線騒音低減効果を評価することを目的とする。本業務は、極めて専門性の高い業務であり、実施に当たっては、鉄道の騒音解析、騒音実験に対する専門的知識・経験および高度な技術力を有することが求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道の騒音解析、騒音実験に関する専門的知識・経験、新幹線騒音予測プログラム作成・解析・評価の実績および高度な技術力を有していることから、本業務を実施する能力を有する唯一の機関であると考えられる。 以上より、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、他に参加者はいない状況であったため、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を行った。 | 有 |
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構 | 4020005004767 | 青函共用走行区間 におけるすれ違い 時減速システムの 軌道上の安全確保 の検討 | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設 局長 長谷川 雅彦 北海道札幌市中央 区北2条西1丁目 | 平成29年11月13日 | 公益財団法人鉄道総合 技術研究所 東京都国分寺市光町2- 8-38 | 3012405002559 | 左記の者以外では契約の目 的を達することができないた め、契約事務規程第38条第 1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。 | — | 10,800,000 | — | — | 公財 | 国認定 | 1 | — | 北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)における青函共用走行区間においては、現在、安全性を確保しつつ新幹線列車を高速走行させるための具体的な方法等について調査し、必要となる技術開発を進めている。 その具体的な方策の一つであるすれ違い時減速システム(以下「本システム」という。)案の検討として、既存の新幹線鉄道、在来線鉄道の運行管理システムに、列車走行に伴うトンネル内の圧力変動を考慮し、本システムの向上と深度化を図ることを目的として本システムの概念設計、基本設計を行ってきたところである。 本業務は、これまでに行ってきた本システムにおける概念設計や基本設計を踏まえ、青函共用走行区間において、従来の新幹線区間と同様な軌道上の安全性を確保するための方策について検討を行うものである。 具体的には、トンネル内の軌道上の障害物を地上に設置した監視カメラで検知する方法を検討し、最終的に本システムと連動して安全に新幹線車両が停止できる画像検知システムを構築するものである。 本業務は極めて専門性の高い調査研究等業務であり、実施にあたっては、新幹線鉄道・在来線鉄道の運行システムや、画像検知システムに係る専門的知識・経験及び高度な技術力を有することが不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。))は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、上記の専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 以上より、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、他に参加者はいない状況であったため、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を行った。 | 有 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--|---|------------|--|---------------|---|---|------------|---|---|----|-----|---|---|--|---|
| 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構 | 4020005004767 | 土構造物における のり面勾配合理化 に関する研究業務 (平成29年度) | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構 契約担当役 九州新幹線建設局 長 堀口 知巳 福岡県福岡市博多 区紙園町2-1 | 平成29年6月30日 | 公益財団法人鉄道総合 技術研究所 東京都国分寺市光町2- 8-38 | 3012405002559 | 左記の者以外では契約の目 的を達することができないた め、契約事務規程第38条第 1項第1号工の規定を適用 し、随意契約を締結したもの である。 | — | 13,800,000 | — | — | 公財 | 国認定 | — | — | 当該業務は、整備新幹線の土構造物における合理的な 構造形式の開発および技術基準類の作成を目的とする。 当該業務の実施に当たっては、急勾配化のための新しい 盛土構造形式の検討として、土構造物形式の開発を実施 した経験があり、かつ土構造物の設計に係わる設計基準 類を作成した経験を有する者で無ければ実施できない。そ こで、新しい土構造物形式の開発の業績と、専門知識に精 通した専門家を擁し、これまでの知識と経験に基づく高度 な技術力を有する唯一の機関と考えられる「公益財団法人 鉄道総合技術研究所(鉄道総研)」を特定した者として、平成 27年度は「参加確認型」の公募手続きを実施してきた。そ の結果、他に参加者はいない状況であったため、平成28年 度から本検討を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を 行った。 | 有 |
|-----------------------------------|---------------|--|---|------------|--|---------------|---|---|------------|---|---|----|-----|---|---|--|---|

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。